

## 指定容器包装利用事業者について

平成19年4月1日より、指定される小売業に属する事業を行う者（**指定容器包装利用事業者**）は、国が定める判断の基準となるべき事項に基づき、容器包装の使用の合理化のための取組を行うことが義務付けられました。

指定容器包装利用事業者とは、以下の小売を営む事業者であり、これらの事業者は、容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための取組を行うことが必要です。

各種商品小売業

織物・衣服・身の回り品小売業

飲食料品小売業

自動車部分品・附属品小売業

家具・じゅう器・機械器具小売業

医薬品・化粧品小売業

書籍・文房具小売業

スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業

たばこ・喫煙具専門小売業

主たる事業でなくてもこれらの小売業に属する事業を行っている場合には、その事業について容器包装の使用の合理化の義務対象者となります。